

昭和三十六年五月二十六日受領
答弁第一八号

(質問の 一八)

内閣衆質三八第一八号

昭和三十六年五月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇 人

衆議院議長 清瀬 一郎 殿

衆議院議員 檜橋渡君提出台湾における日本国民の私有財産に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員檜橋渡君提出台湾における日本国民の私有財産に関する質問に対する答

弁書

一 特別取極のための交渉を行なうよう折衝している。

二 (イ) 昭和二十八年六月在中華民國芳沢大使をして特別取極のための交渉に関する中国側の意向を打診させたが、中国側は消極的態度をとりつづけ、交渉の開始にいたらなかつた。

(ロ) 昭和三十年六月七日、在中華民國大使館から正式文書をもつて、交渉開始を申し入れた。

(ハ) 同年七月、在中華民國大使館宮崎公使は、外交部李亜東司長と会談、中国側の回答を督促した。

(ニ) 昭和三十五年十一月十八日、再び正式文書をもつて、中国側の回答を督促した。

(ホ) 同年十一月、在中華民國井口大使は、外交部許政務次長と会談、交渉開始につき中国側の

同意を求め、すみやかに回答するよう申し入れた。

(へ) 昭和三十六年三月、特に訓電して、在中華民國井口大使をして嚴重に督促せしめた。

(ト) その他、在中華民國井口大使は、屢次中華民國政府有力者達に対し、側面的援助を要請する等、交渉開始につき中国側に同意させるよう努力している。

(チ) この他に、外務省及び在中華民國大使館は、機会あるごとに、口頭をもつて先方を督促している。

三 両国間に合同委員会のごときものを設置してすみやかに予備交渉を開始するよう、中国側と鋭意折衝中である。

右答弁する。